

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ田平店

長崎県平戸市田平町里免114番地 ほか

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,753平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

平戸市長 松尾 有嗣

(2) 意見書の内容

店舗の新設に伴い濁水・騒音・振動・粉じん等による公害発生防止に留意し、周辺地域へ影響を及ぼさないよう留意すること。また、関係法令を遵守し、周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び平戸市文化観光商工部商工物産課